

障害福祉サービス一覧

○介護給付

居宅介護（ヘルパー）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	私設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

○訓練等給付

自立訓練 （機能訓練、生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

○障害児通所支援

児童発達支援 医療型児童発達支援	未就学の障害児に対する支援を行う身近な療育の場です。日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。 医療の提供が必要な場合は「医療型児童発達支援」となります。
放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための機能訓練等を継続的に提供します。 学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

○地域生活支援事業

地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流等を行います。
日中一時支援事業	在宅における介護が一時的に困難になった場合、障害者等を事業所に預かり、食事、排せつ又は入浴の介護等を行い、家族の介護の負担の軽減を図ります。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動の支援を行います。